

一般競争入札の事後審査に係るQ&A

＜技術者の配置に関すること＞

Q 1 技術者が複数の工事の技術者を兼任することは可能か。

Q 2 同一工事において、技術者が現場代理人を兼務することは可能か。

Q 3 技術者の専任を要しない札幌市水道局発注の工事において、当該工事の技術者が現場代理人を兼務している場合、技術者の専任を要しない他の札幌市水道局発注の工事において、技術者及び現場代理人を兼務することは可能か。

Q 4 開札した結果、複数の工事の落札候補者となったが、技術者が不足しているため、すべての工事に技術者を配置できない場合、何らかのペナルティが課されるのか。

Q 5 ●年4月1日に札幌市水道局発注のX工事に入札したが、落札候補者とならなかった。そこで、●年4月8日に札幌市水道局発注のY工事に入札したところ、落札候補者となった。配置可能な技術者は1名しかいないため、札幌市水道局発注のY工事に配置することになるが、仮に、X工事の審査順が変更になり落札候補者となった場合、X工事の技術者を確保できないことになる。この場合、どのような手続をする必要があるのか。

Q 6 事後審査において、落札候補者が提出した申請書類に記載の配置予定技術者が、落札結果通知書を受領するまでの間に、真にやむを得ない理由（死亡、傷病、被災、出産、育児、介護または退職等）により配置できなくなった場合、どのような手続をする必要があるのか。

Q 7 配置予定の技術者は、いつの時点で雇用していればよいのか。

Q 8 告示別表の入札参加資格について、技術者の対象工事等に係る従事経験は必ず必要か。

＜事後審査の提出書類等に関すること＞

Q 1 保留通知書において審査順1位の者は、いつまでに事後審査に必要な書類を提出する必要があるか。

Q 2 事後審査に必要な提出書類は、どのような書類が必要であるか。また、書類の様式はどこにあるのか。

Q 3 資本関係・人的関係調書における資本的関係とは、具体的にどのような関係を示すのか。

Q 4 事後審査に必要な提出書類は引き替え及び追加提出が可能か。

＜総合評価落札方式に関すること＞

Q 1 簡易確認方式における自己採点表の間違いやすいポイントを教えてほしい。

Q 2 簡易確認方式の一括審査方式において、落札予定者決定までの流れについて、教えて欲しい。

<その他>

Q 1 自社の工事（業務）成績平均点の確認方法について教えてほしい。

Q 2 建設業許可に関する申請手続について、不明な点を教えてほしい。

一般競争入札の事後審査に係るQ&A

※ 技術者とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条及び札幌市水道局建設工事請負契約約款第 10 条第1項第2号に規定する、監理技術者又は主任技術者をいう。

※ 事後審査とは、札幌市水道局が発注する工事のうち、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱(平成 17 年4月6日管理者決裁。以下「一般競争要綱」という。)に基づく一般競争入札において、一般競争要綱第 10 条に規定する入札参加資格の確認を入札後に行う審査をいう。

<技術者の配置に関すること>

Q 1 技術者が複数の工事の技術者を兼任することは可能か。

A 1 技術者の専任を要しない工事については、複数の工事を兼任することが可能です。

なお、「技術者の専任を要する工事」とは、請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）以上の工事であり、契約工期（着手日からしゅん功日まで）において、技術者は工事現場ごとに、原則として専任配置が必要となります。

- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項
- 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項

Q 2 同一工事において、技術者が現場代理人を兼務することは可能か。

A 2 兼務は可能です。なお、事後審査において、審査対象となるのは、技術者の雇用関係及び保有資格等であり、現場代理人は審査対象外です。

- 札幌市水道局建設工事請負契約約款第 10 条第 5 項

Q 3 技術者の専任を要しない札幌市水道局発注の工事において、当該工事の技術者が現場代理人を兼務している場合、技術者の専任を要しない他の札幌市水道局発注の工事において、技術者及び現場代理人を兼務することは可能か。

A 3 一定の条件を満たす場合については、兼務可能です。詳細については「現場代理人の取扱いについて」をご確認の上、受注した工事の監督員に兼任届を提出してください。（札幌市水道局発注の他の工事において、技術者のみを兼任したい場合にも監督員にご確認ください。）

- 札幌市水道局建設工事請負契約約款第 10 条第 5 項
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項
- 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項
- 現場代理人の取扱いについて（令和6年7月1日 管理者決裁）

Q 4 開札した結果、複数の工事の落札候補者となったが、技術者が不足しているため、すべての工事に技術者を配置できない場合、何らかのペナルティが課されるのか。

A 4 正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領に定める措置基準に該当し、参加停止となる可能性があります。また、技術者を適正に配置できない状況で、複数の入札を行うことは厳に慎んでください。

- 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年5月8日管理者決裁）別表第 1－

1

Q 5 ●年4月1日に札幌市水道局発注のX工事^{※1}に入札したが、落札候補者とならなかった。

そこで、●年4月8日に札幌市水道局発注のY工事※¹に入札したところ、落札候補者となった。配置可能な技術者は1名しかいないため、札幌市水道局発注のY工事に配置することになるが、仮に、X工事の審査順が変更になり落札候補者となった場合、X工事の技術者を確保できないことになる。この場合、どのような手続をする必要があるのか。

A 5 X工事の落札候補者になることができない理由を明記した申出書を直ちに提出してください。申出書に基づきX工事の入札を無効とします。なお、設問のように、開札時点で落札候補者とならなかった者が開札後に他の札幌市水道局発注工事の落札候補者となったことにより技術者を配置することができなくなった場合は、正当な理由があるものとして、参加停止の対象となりません。

※1 技術者の専任を要する工事

○ 配置予定技術者の取扱いに関するガイドライン（平成17年4月6日総務部長決裁）
5－(1)

Q 6 事後審査において、落札候補者が提出した申請書類に記載の配置予定技術者が、落札結果通知書を受領するまでの間に、真にやむを得ない理由（死亡、傷病、被災、出産、育児、介護または退職等）により配置できなくなった場合、どのような手続をする必要があるのか。

A 6 落札候補者になることができない理由を明記した申出書を直ちに提出してください。なお、申出書に記載された理由によって、参加停止の対象となるか判断されるため、理由については詳細に記載してください。

○ 配置予定技術者の取扱いに関するガイドライン（平成17年4月6日総務部長決裁）
5－(3)

Q 7 配置予定の技術者は、いつの時点で雇用していればよいのか。

A 7 事後審査の審査基準日※²において、工事については、3か月以上の直接的及び恒常的な雇用関係があることが必要です。業務（設計等）については、直接的及び恒常的な雇用関係があることが必要です。

※2 審査基準日とは、告示別表で定める「入札期間」の最終日のこと

○ 配置予定技術者の取扱いに関するガイドライン（平成17年4月6日総務部長決裁）
1－(5)－イ及び2

Q 8 告示別表の入札参加資格について、技術者の対象工事等に係る従事経験は必ず必要か。

A 8 告示別表の入札参加資格に定める「主任（監理）技術者」欄に、「▲▲工事の施工経験がある者を配置すること。」又は「△△設計の履行経験がある者を配置すること。」等の記載があれば、必要です。

＜事後審査の提出書類等に関すること＞

Q 1 保留通知書において審査順 1 位の者は、いつまでに事後審査に必要な書類を提出する必要があるか。

A 1 告示している案件ごとに告示別表で定めております。告示別表の「申請書等提出期限(日)」欄をご確認ください。原則、開札日の翌日※³を期限としております。

※³ 開札日の翌日が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日

Q 2 事後審査に必要な提出書類は、どのような書類が必要であるか。また、書類の様式はどこにあるのか。

A 2 事後審査に必要な提出書類は案件により異なるため、入札説明書及び告示別表で定める「注意事項」欄をご確認ください。

◆ 一般案件について

一般案件※⁴の様式等は、下記の「札幌市水道局入札情報サービス」のリンク先からダウンロードしてご使用ください。

※⁴ 価格競争のみで落札者を決定する入札方式

札幌市水道局入札情報サービス＞工事・設計等・道路維持除雪＞共通ファイルダウンロード＞制限付一般競争入札（事後）申請関係

札幌市水道局入札情報サービス

<http://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>

◆ 総合評価落札方式の適用案件について

総合評価落札方式を適用した案件の様式等は、下記の「札幌市水道局入札情報サービス」のリンク先から入札を希望される案件情報を検索の上、対象案件を表示し、ページ下部の「説明文書等」欄に掲載されている申請書類一式をダウンロードしてご使用ください。

札幌市水道局入札情報サービス＞工事・設計等・道路維持除雪＞入札等案件情報

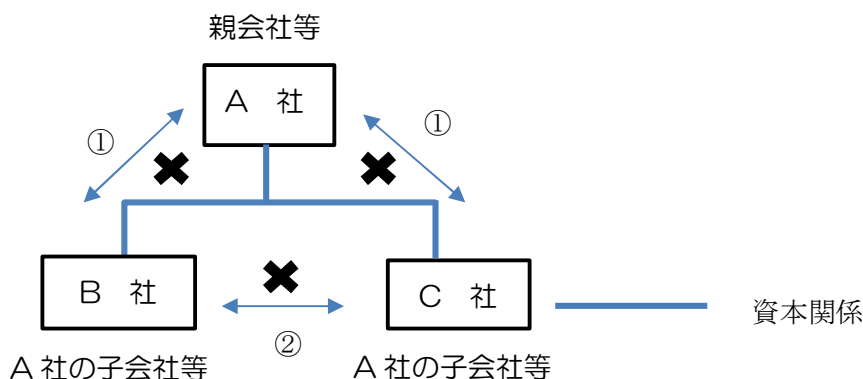
札幌市水道局入札情報サービス

<http://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>

Q 3 資本関係・人的関係調書における資本的関係とは、具体的にどのような関係を示すのか。

A 3 代表的事例は以下のとおりです。

資本関係における親子関係の判断事例については、6 ページ以降を参照ください。



①は親子等関係にあるため入札が制限される。

②は親会社等を同じくする子会社等同士であるため入札が制限される。

Q 4 事後審査に必要な提出書類は引き替え及び追加提出が可能か。

A 4 落札候補者から一度提出された事後審査に係る申請書類の書き換え、引き替え及び撤回は、原則認めておりません。ただし、入札参加資格を審査した結果、挙証書類に不足がある場合は、追加提出をお願いすることがあります。

＜総合評価落札方式に関すること＞

Q 1 簡易確認方式における自己採点表の間違いやすいポイントを教えてほしい。

A 1 簡易確認方式において、自己採点表の得点が過大評価であったことから、得点を修正した主な事例については、次のとおりです。また、各評価項目における入札説明書で指定する期間の切替時期にもご留意ください（具体的な期間については、個別の入札説明書でご確認ください）。

●修正した事例

	評価項目	事例	切替時期
企 業 の 評価	提出された工事（業務）実績の成績点	入札説明書で指定した期間外の実績を提出したため。	8月下旬 告示以後
	過去5年間の本市工事（業務）被表彰回数	入札説明書で指定した期間外の表彰を申請したため。	8月下旬 告示以後
配 置 予 定 技 術 者 の 評 価	過去の従事工事における成績点	入札説明書で指定した期間外の実績を提出したため。	8月下旬 告示以後
	継続教育（CPD）の取組状況	指定した団体が発行した証明書ではないため。（例：パソコン画面のハードコピー）	4月告示 以後
地 域 貢 献 等 の 評価	過去3年間の災害対応等の活動実績	入札説明書で指定した期間外の実績を申請したため。	4月告示 以後
	過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績	入札説明書で指定した期間外の実績を申請したため。	12月上旬 告示以後

Q 2 簡易確認方式の一括審査方式において、落札予定者決定までの流れについて、教えて欲しい。

A 2 簡易確認方式における一括審査型においては、入札価格及び自己採点表に基づいて総合評価点を算出し、同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、くじ引き（電子入札システムのくじ機能）により、審査順位を決定し、保留通知を送付します。

審査順位が1位の審査対象者から提出された申請書等に基づき、総合評価点の再計等を行い、次順位の者の総合評価点と同点以下となった場合、次順位の者の審査順位を繰り上げます。審査の結果、総合評価点の最も高い審査対象者が複数いる場合は、くじ引き（電子入札システムのくじ機能）により、落札予定者を決定します。

自己採点表が過大評価であった場合、以後に開札時間が設定されている案件の落札予定者にも影響がありますので、自己採点表の提出に当たっては、間違えのないようご注意願います。

(参考：以後に開札時間が設定されている案件に影響がある事例)

【審査対象者（自己採点表による）】

総合評価点順位が、1位：A社、2位：B社、3位：C社の場合

開札順	ア 工事	イ 工事	ウ 工事
A社	審査順1位	無効予定	無効予定
B社	審査順2位	審査順1位	無効予定
C社	審査順3位	審査順2位	審査順1位

【落札予定者】

B社の自己採点表が過大評価（B社とC社の総合評価点が同点になった場合）

開札順	ア 工事	イ 工事	ウ 工事
A社	落札予定	無効	無効
B社		くじ負け	落札予定
C社		落札予定（くじ勝ち）	無効

＜その他＞

Q1 自社の工事（業務）成績平均点の確認方法について教えてほしい。

A1 下記の「入札参加資格申請システム」でご確認ください。

入札参加申請システム

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/1_system.html

Q2 建設業許可に関する申請手続について、不明な点を教えてほしい。

A2 建設業許可の申請等の手続については、下記のリンク先をご覧ください。
する行政庁に直接お問い合わせください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html

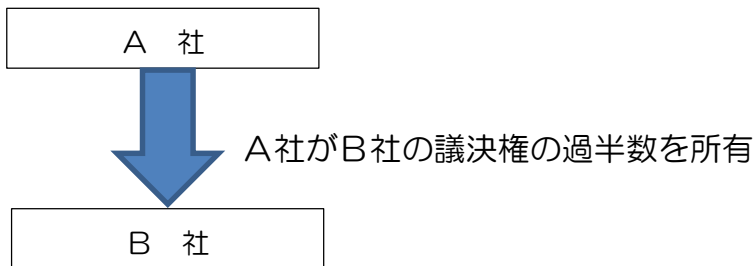
お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係

電話 011-211-7011

「資本関係」における親子等関係の判断事例

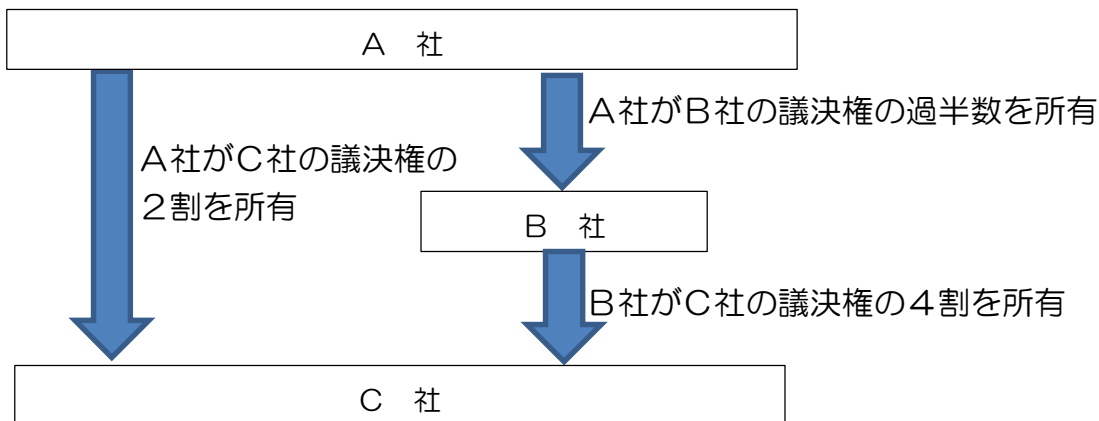
同一入札が制限される「資本関係」の具体的な事例は以下のとおりです。

例1 直接過半数の議決権を有している場合



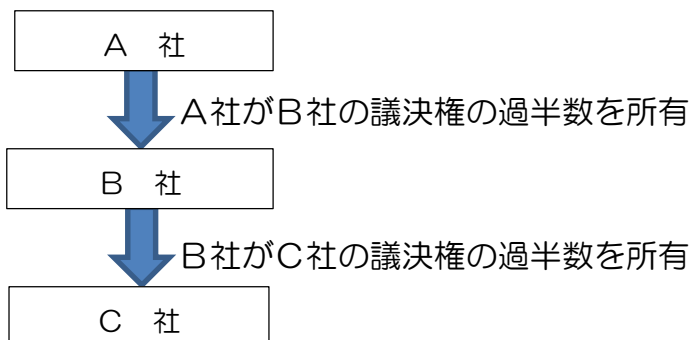
※A社は親会社等、B社はその子会社等

例2 親会社等と子会社等を合わせて過半数の議決権を有している場合



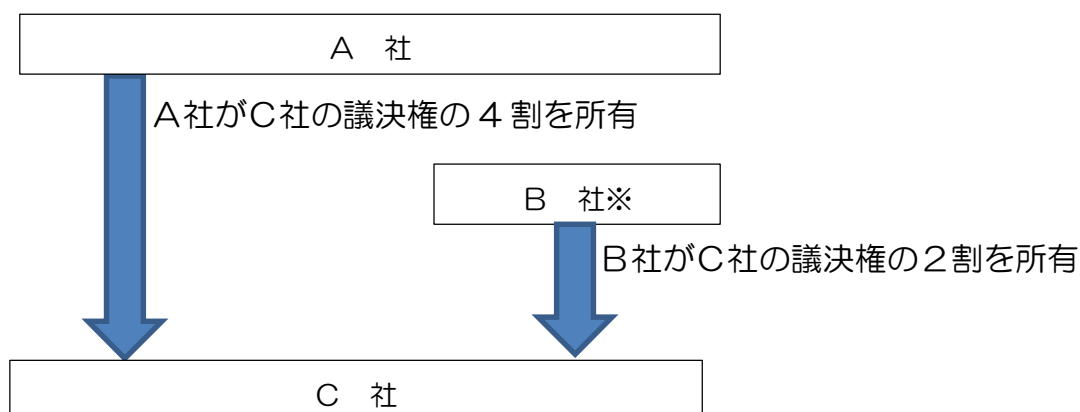
※親子等関係にあるA社及びB社を合わせると、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社はC社の親会社等とみなされ、C社はその子会社等とみなされる。

例3 子会社等が過半数の議決権を有している場合



※A社とB社は親子等関係であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社はC社の親会社等とみなされ、C社はその子会社等とみなされる。

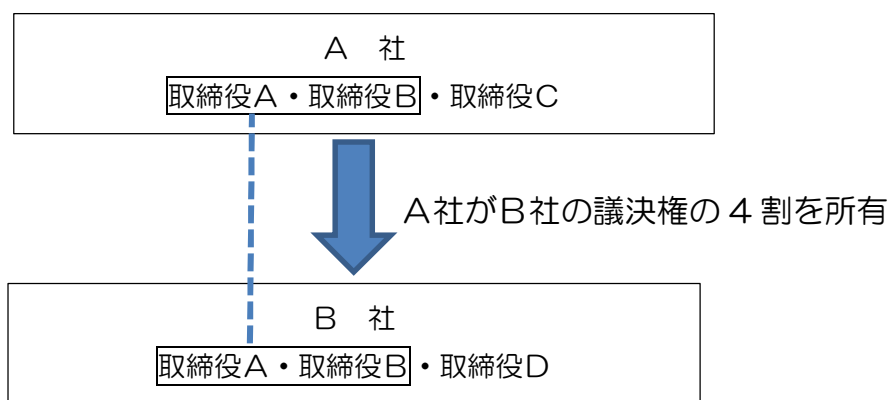
例4 議決権の保有が4割以上の場合で、他の会社等※と合わせて過半数の議決権を有する場合



※A社とB社が以下①～③のいずれかの関係に該当する場合、A社はC社の議決権を過半数有することから、A社とC社は親子等関係にあるとみなされる。

- ①自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
- ②自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
- ③自己の配偶者又は二親等内の親族

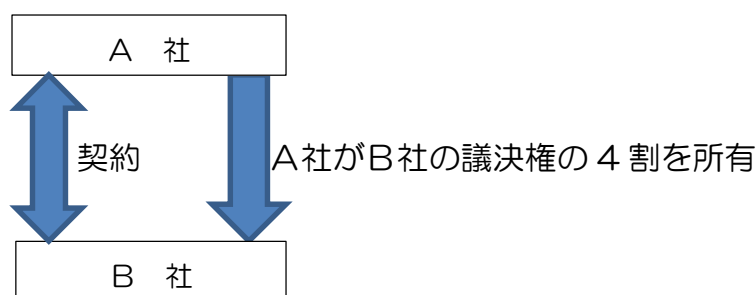
例5 議決権の保有が4割以上の場合で、一定の人的な関係※が、他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合



※A社とB社の取締役会等の構成員の過半数が以下①～③のいずれかの人的関係に該当する場合、A社とB社は親子等関係にあるとみなされる。

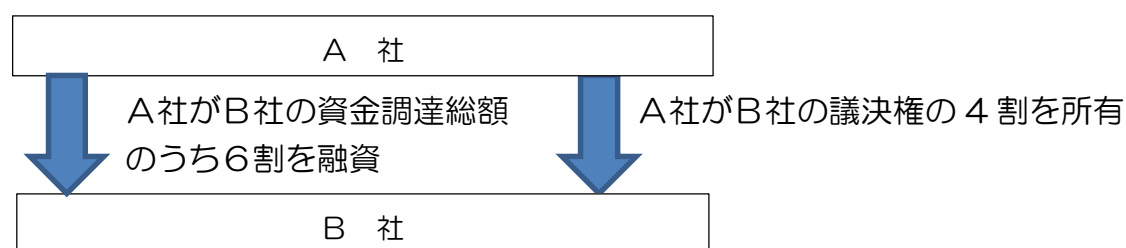
- ①自己
- ②自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者
- ③自己の配偶者又は二親等内の親族

例6 議決権の保有が4割以上の場合で、重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



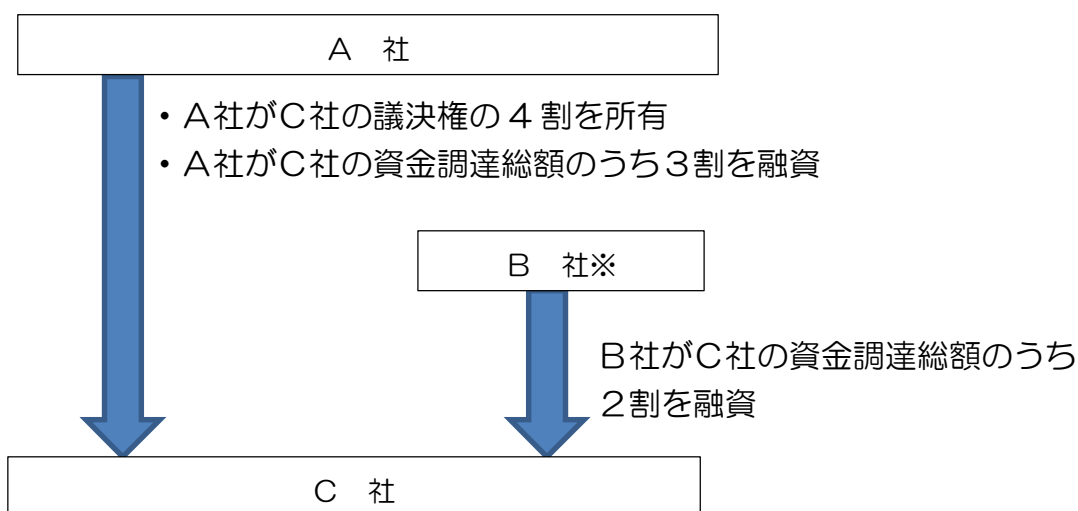
※A社がB社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約をしている場合、A社とB社は親子等関係にあるとみなされる。

例7 議決権の保有が4割以上の場合で、資金調達額の総額の5割超を融資している場合



※A社がB社の資金調達額の総額の5割超を融資しているため、A社とB社は親子等関係にあるとみなされる。

例8 議決権の保有が4割以上の場合で、他の会社等※と合わせて資金調達額の総額の5割超を融資している場合

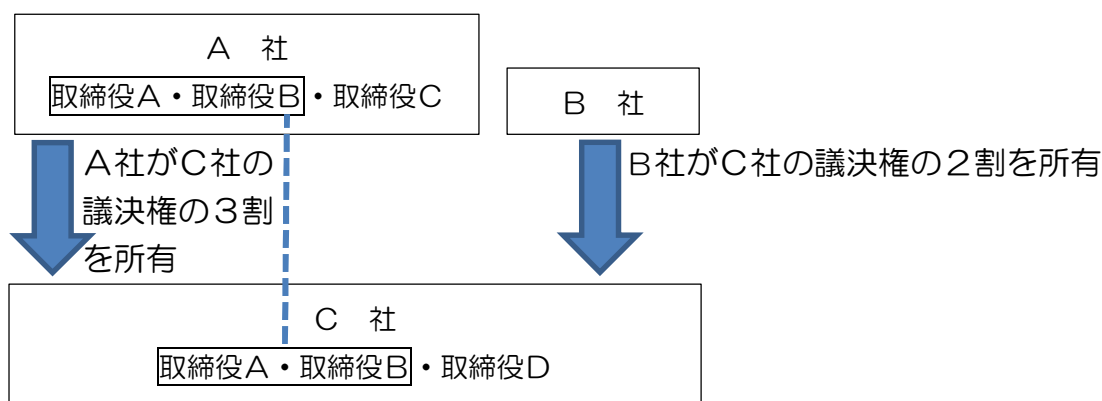


※A社とB社が以下①又は②の関係に該当する場合、A社はC社の資金調達総額の5割超を融資しているため、A社とC社は親子等関係にあるとみなされる。

- ①自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係がある者

②自己の配偶者又は二親等内の親族

例9 議決権の保有が0～4割未満で、他の会社等※1と合わせると過半数を超える場合で、一定の人的な関係※2が、取締役会等の構成員の過半数を占めている場合



※A社とB社が以下①～③のいずれかの関係に該当し、更にA社とC社が以下④～⑥のいずれかの関係に該当する場合、A社はC社の議決権を過半数有しており、親子等関係にあるとみなされる。

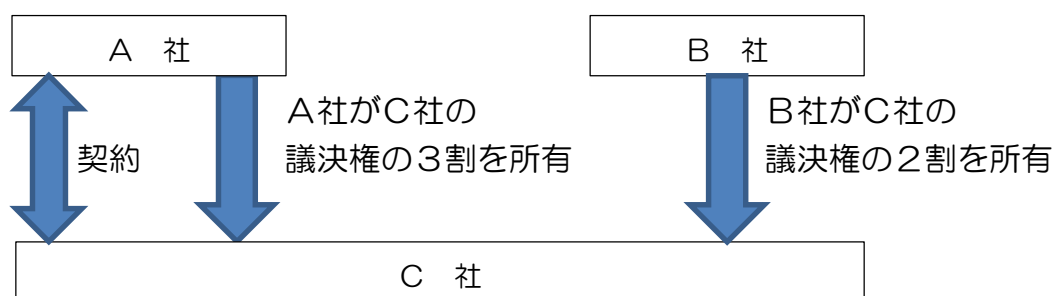
※1 A社とB社の関係

- ①自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
- ②自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
- ③自己の配偶者又は二親等内の親族

※2 A社とC社の取締役会等の構成員の人的関係

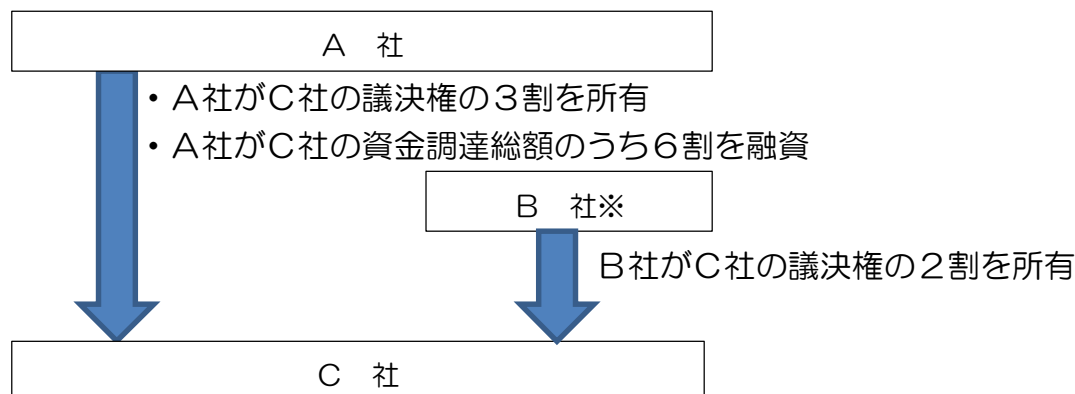
- ④自己
- ⑤自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者
- ⑥自己の配偶者又は二親等内の親族

例10 議決権の保有が0～4割未満で、他の会社等（例9と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



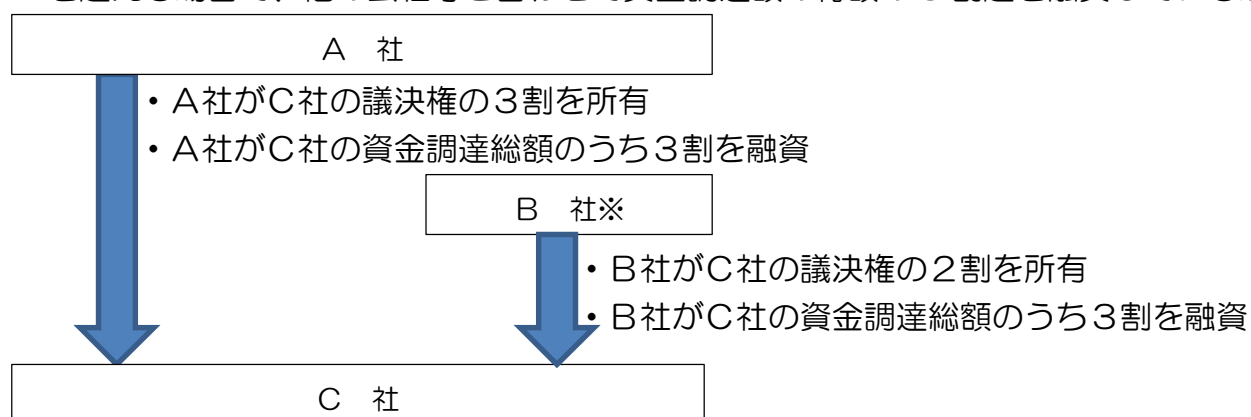
※A社がC社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約をしている場合、A社とC社は親子等関係にあるとみなされる。

例 11 議決権の保有が0～4割未満で、他の会社等（例9と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、資金調達額の総額の5割超を融資している場合



※A社はC社の資金調達総額の5割超を融資しているため、A社とC社は親子等関係にあるとみなされる。

例 12 議決権の保有が0～4割未満で、他の会社等（例9と同様の条件）と合わせると過半数を超える場合で、他の会社等と合わせて資金調達額の総額の5割超を融資している場合



※A社はB社と合わせるとC社の資金調達総額の5割超を融資しているため、A社とC社は親子等関係にあるとみなされる。